

太田市大型農業機械導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大規模農業経営体が農業経営の効率化及び安定化並びに規模拡大を図り、ひいては太田市農業の発展及び農地の適正利用に寄与することを目的として、市内に住所又は主たる事業所を有する認定農業者及び認定新規就農者（以下「認定農業者等」という。）が当該目的を達成するために必要な第4条に掲げる農業用機械の購入に要する経費の一部に対し、予算の範囲内で太田市大型農業機械導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、前条に掲げる認定農業者等であって、市税等に滞納がないものとする。

(補助金の申請要件)

第3条 補助金の交付を申請できる認定農業者等は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 個人にあつては、当該補助金申請年度の前年分確定申告時の農業所得用の青色申告決算書又は収支内訳書における収入金額の合計が、法人にあつては、当該補助金申請時の直近事業年度の損益計算書の売上高が1,000万円以上であること。
- (2) 次条に掲げる農業用機械の耐用年数期間は営農を継続し、当該補助金申請年度の属する会計年度の翌会計年度から3年間、経営規模拡大計画の進捗具合を報告すること。
- (3) 当該補助金を受けた者は、次条に掲げる農業用機械の耐用年数を経過するまでは、当該補助金及び太田市農業機械購入助成事業費補助金交付要綱（平成21年4月1日太田市制定）に定める補助金の申請はしないこと。
- (4) 次条に掲げる農業用機械を融資を受けて導入すること。

(補助金の対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、総事業費が700万円以上のもの（ただし、消費税及び地方消費税を含まないものとする。）かつ次のいずれかに該当する農業用機械の購入に要する経費とする。

- (1) 新品のトラクター、コンバイン等であつて、50馬力以上（ただし、コンバインにあつては4条刈り以上のものとする。）かつ総事業費が700万円以上（ただし、消費税及び地方消費税を含まないものとする。）のもの
- (2) その他市長が認めるもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、対象経費の総額の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1,000万円を上限とする。

(書類の整備等)

第6条 補助金の交付を受けた者は、補助金申請に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該補助金申請年度の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年9月30日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際現に補助金の交付の決定を受けた認定農業者等については、第3条第2号及び第3号並びに第6条の規定は、なおその効力を有する。